

第3章

退職後の働き方

少子・高齢社会において、高齢者の知識・経験を活用していくとともに、年金制度の改正による年金の支給開始年齢の引上げに合わせ、60歳台前半の生活を雇用と年金との連携により支えるという課題に対応するため、都においては平成13年度から再任用制度を導入し、平成14年度から任用を開始しました。

そして、都の公立学校では経験豊富なベテラン教員が大量退職し、それとともに若手教員が増加する傾向が続いています。そのため、教育の質を維持・向上させていくためには、長年の教職経験で培われた知識・経験を有するベテラン教員の方の力がますます必要になっています。

〈暫定再任用制度〉

定年に達した教員を、選考により一般職の教員として再任用（再び採用）する制度です。

定年前職員と同様の職責・職務内容に従事していただきます。

勤務形態は「フルタイム（週38時間45分、5日勤務）」と「短時間勤務（週31時間、4日勤務）」とがあります。

仕事の内容は、基本的に定年前（現役時の教員）と同じです。

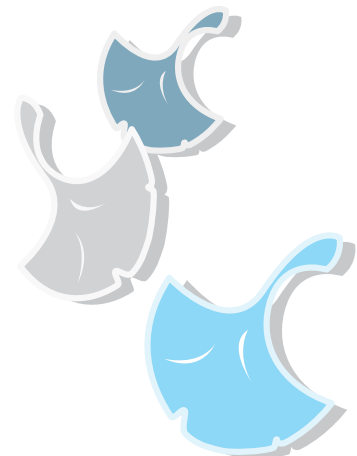
給与は級ごとに再任用職員用の給料月額を設定します（35ページ参照）

〈定年前再任用短時間勤務制〉

60歳に達した日以後、定年前に退職した者を、短時間勤務の職に採用することができる制度です。

都では、年に一度、4月1日付採用に限定して選考を実施することになっています。任期は、採用の日から定年退職相当日までの間です。

給与は級ごとに再任用職員用の給料月額を設定します（35ページ参照）



・東京都公立学校における再任用制度の概要(教員系)

制 度	暫定再任用制度		定年前再任用短時間勤務制
項 目	フルタイム勤務	短時間勤務	短時間勤務
対 象 者 ・ 採 用 方 法	定年退職者、勤務延長後退職者及び「定年退職者」に準ずるものとして条例で定める者（※）を、従前の勤務実績等に基づく選考による能力実証を経た上で採用する。ただし、暫定再任用職員として任用された回数（任期の更新含む。）が4回以下であり、年度末現在の年齢が61歳以上64歳以下のものに限る。 ※・20年以上勤続して退職し、年度末現在退職後5年以内の者 ・20年以上勤続して退職し、年度末現在退職後5年超の者で、暫定再任用されたことのある者		条例で定める年齢（60歳）以上で退職をした者を、従前の勤務実績等に基づく選考による能力実証を経た上で採用する。ただし、採用しようとする職に係る定年退職日相当日（定年年齢の年度末。以下同じ。）を経過したものである場合を除く。
身 分	地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。令和5年4月1日施行）の附則第4条及び第6条に定める一般職員で、職名は「暫定再任用職員」 地方公務員法・教育公務員特例法の適用を受ける。		地方公務員法第22条の4に定める短時間勤務の職 地方公務員法・教育公務員特例法の適用を受ける。
職 層 ・ 職 責	退職時に任用されていた職（若しくは任用されていた職と同等の職）又は退職時に任用されていた職よりも下位の職に任用する。	退職時に任用されていた職にかかわらず、教育職給料表3級以下の職に任用する。	
任 期 ・ 更 新	1年（暫定再任用可能期間内であれば、選考を経て更新が可能） 定年退職者の暫定再任用可能期間は、満額年金の支給開始年齢である65歳に達する年度末まで（段階的な定年引上げ期間、令和5年度から令和13年度まで）		採用の日から定年退職日相当日まで 令和6年度末60歳の者の場合は、62歳までの2年間
勤 務 日 数 ・ 勤 務 時 間 等	満38時間45分 1日7時間45分	1日7時間45分、52週につき1週当たり31時間勤務 （8月は勤務日数を11日とし、学期中は週当たり4日又は5日勤務となるよう教育委員会が示す。）	
研 修	定年前と基本的に同じ（教育公務員特例法の適用を受ける。）		
出 張	定年前と基本的に同じ		
定 数 ・ 配 置	定年前と同じ 1名として定数カウント	フルタイム勤務職員の8割を換算し、0.8名として定数カウント	
休 暇 等	年次有給休暇付与数は20日 （20日を限度に繰越可能） 夏季休暇は5日	年次有給休暇付与数は20日（20日を限度に繰越可能） 夏季休暇は4日	
給 料	再任用職員給料表による （教育職3級）277,200円 （教育職2級）258,700円	フルタイム勤務職員の8割の額 （教育職3級）221,760円 （教育職2級）206,960円	

制 度	暫定再任用制度		定年前再任用短時間勤務制度
	フルタイム勤務	短時間勤務	短時間勤務
諸 手 当	諸手当は、原則として定年前職員と同様の基準・方法により支給する。ただし、期末・勤勉手当の支給月数は定年前職員と異なる。(一般職員の場合、期末手当：1.35月、勤勉手当：1.10月(成績率の適用あり)、計2.45月)。また、生活関連手当(扶養手当及び住居手当)については支給しない。 なお、短時間勤務職員に対する手当の支給については、勤務時間比例の考えから一部に特例が規定されている。		
年 金	第3号厚生年金(公立学校共済組合)	第1号厚生年金(日本年金機構)	
	受給開始年齢・年金支給等については、第2章参照		
健 康 保 険	公立学校共済組合		
雇 用 保 険 労 災 補 償 等	雇用保険法及び地方公務員災害補償法の対象		
そ の 他 福 利 厚 生	(一財)東京都人材支援事業団の正会員となる。(一部適用されない事業あり)。		

(参考) 再任用職員の給与水準について

職 務 の 級		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
フルタイム	給料月額	220,200円	258,700円	277,200円	295,200円	325,600円	393,300円
	年収	約390万円	約470万円	約500万円	約540万円	約660万円	約820万円
短時間 (31時間)	給料月額	176,160円	206,960円	221,760円			
	年収	約320万円	約370万円	約400万円			

- 注1 短時間勤務職員は退職時に任用されていた職にかかわらず、教育職給料表3級以下の職に任用する。
- 注2 短時間勤務職員の給料月額はフルタイム勤務職員の給料月額の8割
- 注3 年収は、教職調整額、義務教育等教員特別手当、地域手当(20%)及び期末・勤勉手当(年2.45月)を含んだものである。
- 注4 給料は、令和6年4月1日現在のものである。
- 注5 給料及び諸手当については、改定等があった場合は、その定めるところによる。



・東京都教育委員会における再任用制度の概要(行政系)

制 度 項 目	暫定再任用制度		定年前再任用短時間勤務制
	フルタイム勤務	短時間勤務	短時間勤務
対 象 者 ・ 採 用 方 法	<p>定年退職者、勤務延長後退職者、定年前再任用短時間勤務職員として採用後に任期満了で退職した者及び「定年退職者」に準ずるものとして条例で定める者（※）を、従前の勤務実績等に基づく選考による能力実証を経た上で採用する。ただし、暫定再任用職員として任用された回数（任期の更新含む。）が4回以下であり、年度末現在の年齢が61歳以上64歳以下のものに限る。</p> <p>※ ・ 20年以上勤続して退職し、退職の日の翌日から5年以内の者 ・ 20年以上勤続して退職し、退職の日の翌日から5年超の者で、暫定再任用されたことのある者</p>		<p>条例で定める年齢（60歳）以上で退職をした者を、従前の勤務実績等に基づく選考による能力実証を経た上で採用する。ただし、採用しようとする職に係る定年退職日相当日を経過したものである場合を除く。</p>
身 分	<p>地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。令和5年4月1日施行）の附則第4条及び第6条に定める一般職員で、職名は「暫定再任用職員」 地方公務員法の適用を受ける。</p>		<p>地方公務員法第22条の4に定める短時間勤務の職 地方公務員法の適用を受ける。</p>
職 層 ・ 職 責	<p>退職時に任用されていた職（若しくは任用されていた職と同等の職）又は退職時に任用されていた職よりも下位の職に任用する。</p>	<p>退職時に任用されていた職にかかわらず主任級以下の職に任用する。</p>	
任 期 ・ 更 新	<p>1年（暫定再任用可能期間内であれば、選考を経て更新が可能） 定年退職者の暫定再任用可能期間は、満額年金の支給開始年齢である65歳に達する年度末まで。（段階的な定年引上げ期間、令和5年度から令和13年度まで）</p>		<p>採用の日から定年退職日相当日まで 令和6年度末60歳の者の場合は、62歳までの2年間</p>
勤 務 日 数 ・ 勤 務 時 間 等	<p>週38時間45分 1日7時間45分</p>	<p>基本型は週31時間（1日7時間45分×週4日）</p>	
研 修 ・ 出 張	<p>定年前と基本的に同じ</p>		
休 暇 等	<p>年次有給休暇付与数は20日（20日を限度に繰越可能） 夏季休暇は5日</p>	<p>年次有給休暇付与数は20日（20日を限度に繰越可能） 夏季休暇は4日</p>	
給 料	<p>再任用職員給料表による</p>	<p>フルタイム勤務職員の8割の額</p>	

制 度	暫定再任用制度		定年前再任用短時間勤務制度
	フルタイム勤務	短時間勤務	短時間勤務
諸 手 当	諸手当は、原則として定年前職員と同様の基準・方法により支給する。ただし、期末・勤勉手当の支給月数は定年前職員と異なる。（一般職員の場合、期末手当：1.35月、勤勉手当：1.10月（成績率の適用あり）、計2.45月）。また、生活関連手当（扶養手当及び住居手当）については支給しない。 なお、短時間勤務職員に対する手当の支給については、勤務時間比例の考えから一部に特例が規定されている。		
年 金	第3号厚生年金（公立学校共済組合）	第1号厚生年金（日本年金機構）	
	受給開始年齢・年金支給等については、第2章参照		
健 康 保 険	公立学校共済組合		
雇 用 保 険 労 災 補 償 等	雇用保険法及び地方公務員災害補償法の対象		

「行政職給料表（一）」適用職務に従事する再任用職員

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
給料月額	198,800円	230,900円	271,600円	313,700円	430,000円

「行政職給料表（二）」適用職務に従事する再任用職員

職務の級	1級	2級	3級	4級
給料月額	208,600円	222,900円	243,100円	274,600円

「医療職給料表（二）」適用職務に従事する再任用職員

職務の級	1級	2級	3級	4級
給料月額	201,000円	232,200円	272,100円	313,700円

「医療職給料表（三）」適用職務に従事する再任用職員

職務の級	1級	2級	3級	4級
給料月額	205,000円	233,400円	272,100円	313,700円

注1 短時間勤務職員は基本型の場合、週31時間勤務なので、8割の額（31時間／38時間45分=0.8）となる。

注2 給料は、令和6年4月1日現在のものである。

注3 給料及び諸手当については、改定等があった場合は、その定めるところによる。